

平成31年（行ウ）第145号 元号制定差止請求事件

原告 山根二郎 外2名

被告 国

原告ら準備書面（1）

2019年9月2日

東京地方裁判所民事第3部B1係 御中

原告兼原告ら訴訟代理人

弁護士 山根二郎

本件裁判で、被告国（以下、国という）が裁判所に提出した「答弁書」（令和元年5月31日付）及び「準備書面（1）」（同年9月2日付）は、「本件政令の制定に処分性はなく、本件訴えはいずれも不適法であるから、速やかに却下されるべきである。」というものである。そして国は、本裁判における原告らの以下の主張に一切答えることなく、「答弁書」では、

「なお、念のため付言するに、本件政令の制定によって元号が令和に改められても、国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができるものである。」

と言い、「準備書面（1）」では、

イ 「元号とは、そもそも、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」

ロ 「原告らを含め、国民との関係については、本件政令の制定によって元号が令和に改められても、国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができるものであって、元号（令和）を

使用しなければならないという法的な義務が生ずるものではない」

ハ 「本件政令はもとより、元号法についてみても、公文書における元号の使用を義務付ける規定はない。そして、この公的機関の事務に関して、本件政令の制定によって元号が令和に改められても、国民から公的機関に対する申請、届出等については、元号、西暦いずれを用いて記入されたものでも受け付けられるものであって、元号（令和）を使用しなければならないという法的な義務が生ずるものではない」

ニ 「一般的に、公的機関の事務については、従来から慣行として原則として元号が使用されてきたところである。」

とだけ言って、原告らの主張を完全に黙殺していることは言語道断と言わなければならない。国が言う上記のデタラメな主張に対しては、今後、徹底的に反論・反証していくことにするが、それに先立って「訴状」及び「訴え変更（追加的）申立書」における原告らの主張に対して、まず国が誠実に答弁することをここに要求する。これ以上国に無視させないために、原告らの主張（「訴状」及び「訴え変更（追加的）申立書」の第1～第6）一本裁判の争点一をあらためて以下で引用するが、これに対して国は、「原告らには訴えの利益はない」などと言って逃げるのではなく、真剣に答弁する義務がある。

記

第1 元号の制定は、原告ら国民が有している「連續している時間」を切断し、憲法13条が基本的人権として保障する国民一人一人の「個人の尊厳」すなわち「人格権」を侵害するものであるから、同条に違反し許されない。

1 国は、2019年5月1日になされる天皇の即位に伴い、昭和54年に制定された元号法に基づき政令で新たな元号を制定しようとしている。しかしながらこの元号の制定は、原告ら国民が個々に有している「連續している時間」を切断しこれを破壊するものである。なぜなら原告ら国民は、西暦を時間の尺度とする「世界史の時間」に自分の個人史の時間を重ねて生きているのであるが、元号の制

定は、国民を「天皇在位の時間」の中に閉じ込めることによって、世界史と繋がっている「時間の連續性」の意識を切斷してしまうことになる。

2 元号法による元号の制定は、憲法13条に違反するものである。同条は、

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

というものである。この観点に立つとき、天皇が交代するごとに国が元号を変えるということは、原告ら国民からすれば、それまで連續していた時間の意識を突然断ち切られるということであり、この「連續している時間の意識」を断ち切られた原告ら国民は、新しい元号のもとで、新しい天皇の「御世・御代」（天皇の治世。その在位期間）の時間を、天皇とともに生きていかなければならないことになる。「御世・御代」の時間を天皇とともに生きていくことを喜びとする者がいかに多かるうとも、世界史の中の連續した時間を生きている原告らのような国民にとっては、改元によってもたらされるこの時間の意識の切斷は耐えがたいものであり、憲法13条が基本的人権として保障している原告ら国民の尊厳、すなわち人格権を侵害・破壊することになる。

3 明治、大正、昭和、平成、そして〇〇へと変化する元号の中で、日本国民は、元号の年度を覚えていても、それが今からいったい何年前のことだったのか、いくら指を折ってみてもさっぱり分からぬ、という状態に陥ってしまっている。国から元号を強制されることによって、連續していた時間がブツブツと切斷されることとは、世界史と繋がることも、歴史意識や歴史認識を持つことも不可能となってくるのである。世界の中で日本だけで行われているこの元号制という特異な時間の尺度、すなわち「天皇即位ごとの時間の尺度」の中を生きることを余儀なくされている日本人の精神状態は、まさに「現実との生きた接触感」を喪失した状態と言っても過言ではないのである。時間を意識できるのは人間だけである。個々人を個々人たらしめるものは、その個々人が有している時間の意識である。そ

の時間の意識とは「連續している時間の意識」のことであって、すべての人々は一人一人が「連續している時間の意識」の中で「私は私である」という「自己同一性」（アイデンティティ）の意識を保持することができるのである。したがつて「私」の中にある時間の意識は「私」という自己存在の根源をなしているものであって、何人といえどもこれを奪うことはできないのである。そしてそれを尊重することこそが憲法13条がいう「個人の尊厳」すなわち「人格権」を尊重することにほかならない。その観点に立ってみると、元号による「時間の連續性の意識」の切断は「自己同一性」を基底とする「人格権」に対する重大な侵害に他ならない。天皇の交代によって元号が変わり、「私」がこれまで生きてきた時間の積み重ねが、その元号が変わった日の零時をもってゼロから始まらなければならない、などという、時間の「賽の河原の石積み」をやっている国は世界のどこにもないのである。

4 2019年5月1日をもって元号が変わることで、早見表が配布されたりしているが、その「早見表」を常時持ち歩いていない限り、大正〇〇年、昭和〇〇年、平成〇〇年がいったい今から何年前のことなのかさっぱり分からないのである。このような元号制の中を、日本人はこれから世界の中でどうやって生きていくべきよいというのだろうか。世界の人々を前にして、早見表を見たり、指を数えたりして、元号と西暦のなかを行ったり来たり、この時間の二重構造のなかで頭の中は大混乱なのである。原告ら国民をこのような状態に陥れる元号の強制は、まさに憲法13条が保障する「基本的人権」としての「人格権」を根本から侵害するものと言わなければならない。

5 原告ら国民が、人格権を侵害する元号の制定を問題として、その救済を求めて本件訴訟を提起することについて、「裁判上の救済を受けることができる具体的権利」を有していることは、憲法13条について、憲法学者である芦部信喜が『憲法』（第六版119～120頁・岩波書店）で下記のように言っていることを見ても明らかである。

「社会の変革にともない、『自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由』として保護するに値すると考えられる法的利益は、『新しい人権』として、憲法上保障される人権の一つだと解するのが妥当である。その根拠となる規定が、憲法一三条の『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』（幸福追求権）である（生命権と幸福追求権とを分離して考える説もある）。この幸福追求権は、はじめは、一四条以下に列挙された個別の人権を総称したもので、そこから具体的な法的権利を引きだすことはできない、と一般に解されていた。しかし、一九六〇年代以降の激しい社会・経済の変動によって生じた諸問題に対して法的に対応する必要性が増大したため、その意義が見直されることになった。その結果、個人尊重の原理に基づく幸福追求権は、憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる一般的かつ包括的な権利であり、この幸福追求権によって基礎づけられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利である、と解されるようになったのである。」

第2 元号法は、国民主権を根本原理とする日本国憲法の精神に真っ向から反したものであるから違憲であり、同法に基づく元号の制定は許されない。

1 日本で制定される法律は、冒頭でその法が制定される目的が明記されているが、不可解なことに昭和54年制定の「元号法」にはその制定目的がいっさい記載されておらず、いきなりたった2行、

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

とあるだけで、なぜ元号を制定しなければならないのか、その理由がどこにも書かれていないのである。

2 日本国憲法は、天皇の存在について「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であると定めているが、そうであるからと言って「皇位の継承」ごとに元号を制定しなければならない必要性もなければ、またその必然性もないで

ある。なぜなら原告ら国民は、日々を天皇とともにではなく、国民主権を根本原理とする日本国憲法のもとで基本的人権を尊重されて生きているからである。

3 昭和54年制定の元号法は、天皇一代に一元号とする「一世一元の制」と呼ばれる元号制を採用していて、これは天皇の権威の絶対化を図るために、明治22年、明治憲法とともに制定された「旧皇室典範」から始まったものである。天皇は現人神（あらひとがみ）でその天皇を日本の絶対的な統治者（主権者）とする明治憲法のもとにおいては、天皇の即位とともに変わるこの元号制が当然のことと観念されたことに不思議はなかった。しかしながら太平洋戦争での日本敗戦によって、天皇みずからが現人神であることを否定した「天皇人間宣言」（昭和21年1月1日）に始まり、昭和22年に日本国憲法が制定されたことにより、明治憲法とともに旧皇室典範が破棄されたことで、元号制はその法的根拠を失っていたのである。ところが昭和54年に至って元号制を復活させる運動が起り、それが国民主権に立つ日本国憲法のもとで合憲なものとして許されるのかについて慎重な論議・検討がなされることなく政府は現在の元号法を制定したのである。

4 昭和54年に元号法が制定される以前にさかのぼると、元号法制化に対しては幾多の強い反対の声が挙がっていて、その趨勢はこの元号制の廃止に向かって下記のような極めて重要な論議がなされていたのである。

① 昭和25年、参議院文部委員会において、田中耕太郎委員長が他の議員とともに「元号に関する調査」を開始し審議を行っているが、それをまとめた「調査承認要求書」には下記のように記載されている。

「新憲法の制定後『元号』に関する法的基礎が不明確となつており且つ、新憲法の精神から見ても、一世一元の制が果して妥当であるかという問題についても研究の必要が生じて來た。又講和会議を控え将来我が国が国際社会の一員となるべき立場からも、この際文明諸国共通の年号計算（西暦）に従つてはどうかという問題が起つてくるというような見地から、元号に関する調査を行なつて、速かにそ

の対策を講ずる。」

上記の「調査承認要求書」は、わが国が元号制を廃止して西暦へと移行することを提唱していて、それに続けて行われた文部委員会に招致された参考人23名のうちの14名は元号廃止と西暦採用に賛成し、残りの8名はその賛否を明言していなかったのである（『元号』平成30年3月20日文藝春秋社発行、著者・所功、久禮旦雄、吉野健一参照）。これを見ても、昭和25年当時の参議院文部委員会の趨勢は、元号廃止論に向かっていたことが分かるのであって、それが立ち消えとなつたのは、西暦採用論の田中耕太郎委員長が最高裁判所長官に転出したからだと言われている。

- ② 日本学術会議は、昭和25年5月6日の「元号廃止 西暦採用について（申入）」において「新憲法下に、天皇主権から人民主権にかわり、日本が新しく民主国家として発足した現在では、元号を維持することは意味がなく、民主国家の観念にもふさわしくない」と断じている。
- ③ 「国会審議の中でも当時の法務府法制意見長官（後の法制局長官）が一元の制について否定的な見解を明らかにし、その上で『代りに何を持つて来るかということになつて参りますと、大体勢のおもむくところというものは決つておるじやないかというような感じがいたします。即ちいわゆる西暦というようなことに落ち着くのではないだろうか』（昭和25年2月28日、参議院文部委員会）」（平成31年3月13日付産経新聞紙「正論」拓殖大学学事顧問の渡辺利夫参考）
- ④ 昭和23年6月19日、
衆議院は「教育勅語等排除に関する決議」を、
参議院は「教育勅語等の失効確認に関する決議」を行つて、衆議院の排除決議は、
「これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体觀に基づいてい
る事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残

すもととなる。よって憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。」

と言っているのである。

教育勅語等を排除する衆議院の上記④の決議内容は、そのまま元号廃止の理由となるべきものであって、「一世一元」の元号制もまた教育勅語と同様に「主権在君並びに神話的国体觀」に基づいているものであるから、それは国民主権並びに基本的人権尊重の根本理念に反したものであることは明らかである。

5 そもそも「元号」とは一体いかなるものであろうか。それをいくつかの著名な辞典から引用すると「別紙」のとおりであるが、これを見ると元号についての歴史的由来がよく分かってくる。中国の漢の武帝から始まった元号は「皇帝が時をも支配するという思想」（広辞苑）から出ていて、「中国では統治者は土地人民のみならず時間も支配するという思想に基づき、年号の制定は統治者の特権とされ、またその年号を使用することはその支配に従うこと」（日本大百科全書）を意味していたのである。これについて元号の研究者で幾多の著書・共著をもつ久禮旦雄（京都産業大学法学部准教授）は、次のように書いている。

「元号（年号）制度は、中国の前漢、武帝の時代にはじまる。東アジア諸国はそれを模倣し、導入したが、現在ではその制度が残るのは日本のみとなっている。年号は、中国の皇帝の時間の支配と密接に結びついており、同時に、その年号を用いている地域は皇帝の支配に服しているということとなるので、空間の支配ともかかわっていた。」

（『天皇の日本史』2019年2月11日洋泉社発行）

そうであるからこそ、世界の諸国はとうにこの統治者による時間の支配を本質とする元号制を廃止していて、それを今なお実施している日本という国は、それでも近代国家と言えるのかが根本的に問われることになってくる。

6 文部省は、昭和12年に「国体の本義」で、日本の「国体」を定義して、

「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し
給う。これ、我が万古不易の国体である。」

とし、天皇に対する忠義について、

「忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対隨順する道である。絶対隨順は、
我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行
ずることが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉であ
る。」

と言っているのである。天皇が即位するたびに新たな元号を定めるという元号法
の意図・目的は、まさに明治憲法下における絶対的統治者としての天皇の権威の
復活を思わせるものがある。明治憲法の下においては、すべての日本人は国民で
はなく天皇が統治（支配）する臣民なのである。そうであるからこそ臣民は、天
皇が即位すれば、その天皇の下で、その天皇の時間を生きていくことになる。天
皇とともに元号を変えることの根底には一種の殉死の思想が含まれていて、天皇
が死ねば、いったん天皇と一緒に自分も死んでそれまでの天皇の時代（御世・御
代）が終わり、いったん死んだ自分は新しい天皇（新しい元号）のもとで新しい
天皇とともに生きていくことを意味している。この元号制は、絶対的支配者が被
支配者の時間に手を伸ばしてその連続する時間の意識を切断し、これを管理・統
制する意味合いを持っていて、これほど深い支配形態はないのである。現在の「
元号法」の下で日本国民が置かれている状態は、明治憲法下の臣民と何ら異なる
ものではないのである。日本は近代国家を標榜しその仲間入りをしていることにな
っているが、この元号制に立っている日本は、今なお戦前と同じ「天皇制国家」
であると世界の人々から見られても仕方がないものがある。したがって、元号
法による元号の制定は、国民主権を根本原理とする日本国憲法の精神に真っ向か
ら反したものであって違憲であるから許されない。

第3 元号を「令和」に改める「平成31年政令第143号」（平成31年4月1
日公布）－以下、本件政令という－の無効性。

1 本件政令は、原告らの基本的人権（憲法13条の人格権）を侵害し、かつ国民主権を基本原理とする日本国憲法に違反したものであるから無効である。その理由については、原告らが訴状の請求原因第1で記載した、

元号の制定は、原告ら国民が有している「連續している時間」を切断し、憲法13条が基本的人権として保障する国民一人一人の「個人の尊厳」すなわち「人格権」を侵害するものであるから、同条に違反し許されない。

及び同第2で記載した、

元号法は、国民主権を根本原理とする日本国憲法の精神に真っ向から反したものであるから違憲であり、同法に基づく元号の制定は許されない。の各主張をすべて援用する。それに加えて本件政令には下記第4以下の違憲・違法がある。

第4 元号法は、「元号は、政令で定める」という元号制定の手続きを定めているだけであって、同法が内閣に元号制定の権限を付与したものと見ることはできない。したがって、本件政令は制定の法的根拠を欠いたものであるから無効である。

1 安倍晋三内閣は、平成31年4月1日、元号を「令和」に改める下記の本件政令を制定し、これを公布した。

内閣は、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を令和に改める。

2 しかしながら、内閣が本件政令制定の根拠としている1979年（昭和54年）制定の元号法第1項の規定は、元号制定の法的根拠とはなり得ないものである。なぜなら元号法第1項の規定は、ただ単に、

1 元号は、政令で定める。

と言っているだけで、元号の制定を内閣に義務付けたものとなってはいないか

らである。同項の趣旨は、元号を制定する場合は「政令」をもってすると言っているに過ぎないのである。したがって国が元号を定めるには、「元号は、政令で定める。」という手続規定に先立って、元号の制定を国に義務付けた条項が存在していなければならないのであるが、それがどこにも存在していないのである。

3 この観点に立って見ると、元号法は、日本の法令上もっとも短い法律であると言われているだけあって、

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

と、たった2行だけのきわめて不自然なものであって、法律としての体をまったくくなしていないのである。法律には通常、冒頭もしくは第1条にその法律の制定目的と、その目的を達成するための国や国民の権利義務が記載されているものであるが、この元号法には、同法制定の目的が一切記載されていないばかりか、同法には元号とはいかなるものなのかについての定義も書かれていないのである。そのうえさらに制定された元号によって、国の諸機関や国民にいかなる義務が生ずるのかについての条項も一切存在していないのであって、このような不可解な「法律」は他に例がないのである。このような法律の体をなしていない元号法によって、内閣が政令で元号を制定したり、元号制定に伴う通達を発したりすることは違憲・違法であり許されていないと言わなければならない。

4 1947年（昭和22年）の日本国憲法施行に伴って、大日本帝国憲法及び旧・皇室典範が廃止され、「元号」に関する法律はいっさい消滅していたのである。そこで吉田茂内閣（第1次）は新憲法の公布後、内閣法制局で、

①皇位の継承があつたときは、あらたに元号を定め、一世の間これを改めない。

②元号は、政令でこれを定める。

という元号法案を起草していたのである。それは国会に提出されるに至らなかつたのであるが、上記①の文言を見ても分かるように、元号を法制化するには、何よりもまず「皇位の継承があったときは、あらたに元号を定める」という根本原則が明記されていなければならないのである。そうであるからこそ当時の内閣法制局案は、その大原則を①の文言で宣言しているのである。

5 ところが、1979年（昭和54年）に制定された現行の元号法を見ると、同法のどこにも「皇位の継承があったときは、あらたに元号を定める」とする、国に元号の制定を義務付けた条項がなく、ただ単に「元号は、政令で定める。」と記載されているだけなのである。したがって元号法の「元号は、政令で定める。」の条項は、「元号が制定される場合には政令による」という制定方法を定めているに過ぎないことになるのであって、本件政令は、政令制定の法的根拠（権限）がなく制定されたものと言うことができる。そのことは、法務省の民事局長が「昭和五四年六月九日付け法務省民二第三三一三号」の通達（別紙）の冒頭で、

本月六日元号法が成立し、一二日に公布施行される予定であるが、同法は、元号制定の手続を定めることを主たる目的としたもので、国民に対してその使用を義務付けるものではない。

と言っていることからも明らかである。民事局長は上記通達で、元号法についていみじくも「元号制定の手続を定めることを主たる目的としたもの」であることを認めているのである。

第5 法務省民事局長の「昭和五四年六月九日付け法務省民二第三三一三号」の通達（別紙） – 以下、本件通達という – は、原告らの「人格権」（憲法13条）を侵害し、かつ内閣法11条「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。」に違反するものであるから無効である。

1 国は、政令で定められた元号は、その使用を国民に義務付けたものではない

と言っているが、それがまったく事実（実態）に反したものであることは、本件通達を見れば明らかである。同通達は「元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」と題するものであるが、それは、法務局長・地方法務局長を通して、各市町村長が戸籍事務の取扱いにおいて元号を使用することを指示したものであり、それは、国民に元号の使用を義務付けたことに他ならないのである。

2 内閣法第11条は「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。」と定めている。しかるに、法務省民事局長が発した本件通達は、冒頭で、

元号法の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて

本月六日元号法が成立し、一二日に公布施行される予定であるが、同法は、元号制定の手続を定めることを主たる目的としたもので、国民に対してその使用を義務付けるものではない。

といいながら、それに続けて下記のように言っているのである。

記

一 年の表示方法として西暦を用いて届出等がなされた場合においても、市区町村長はこれをそのまま受理する。

二 年の表示方法として西暦を用いた届出等を受理した場合において、これを戸籍に記載する際には、公簿の記載の統一を図る趣旨から、従来どおり元号をもつて記載する。なお、外国人の生年月日については、従来どおり西暦による。

三 戸籍の謄・抄本等は、原本に基づいて作成すべきものであるから、戸籍に記載された元号による年の表示を西暦による表示に改め、又は西暦による表示を併記した謄・抄本等の交付請求がなされても、これに応じることはできない。

3 ようするに本件通達は、法務局長・地方法務局長をとおして、各市区町村長に、「公簿の記載の統一を図る」ために戸籍上の記載に元号を使用することを

義務付けているのであるが、そのことは取りも直さず、原告ら国民に元号の使用を強制しているということである。しかしながら「戸籍事務の取扱い」について、法務省の民事局長が本件通達をもって元号の使用（表記）を指示する（義務付ける）権限などまったく存在していないのである。その観点に立ってみると、本件通達は、内閣法11条の「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。」に明らかに違反するものである。

4 法務省民事局長は本件通達の冒頭で、

本月六日元号法が成立し、一二日に公布施行される予定であるが、同法は、元号制定の手続を定めることを主たる目的としたもので、国民に対してその使用を義務付けるものではない。

と言っている。まさに同通達が言うとおり、元号法は「元号制定の手続を定め」たものに過ぎず、同法は、内閣に元号の制定を義務付けていないだけではなく、国民に対しても何らの義務を課したものではないことは明らかである。ところが同通達は、制定された元号は「国民に対してその使用を義務付けるものではない」と言っておきながら、それに続けて「記」として、

二 戸籍に記載する際には、公簿の記載の統一を図る趣旨から、従来どおり元号をもつて記載する。

三 西暦による表示を併記した謄・抄本等の交付請求がなされても、これに応じることはできない。

と指示していて、戸籍上はすべて元号で表記することを各市町村長に義務付けることによって、戸籍に記載された元号を原告ら国民に強制しているのである。したがって、すべての国民についての戸籍上の記載を、西暦ではなく元号とすることを義務付けている本件通達は、「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。」と定めている内閣法第11条に違反したものであるから無効である。

5 本件通達がなぜ原告らの人格権を侵害することになるのか。原告らが死ねば、それは戸籍上、有無を言わさず令和天皇の御代（御世）である「令和〇〇年」に死亡したと記載されることになる。国民一人一人にとって、戸籍は、後世に至るまでその一人一人の存在を証明するもっとも重要で、唯一のものである。世界の人々と共に世界史の時間の中を、その時間に重ね合わせて連續した時間を生きてきた原告らが、天皇の御代（御世）を表す天皇在位の時間の中に組み込まれた形でしか生を終えることができないということは、現在生きている原告らの基本的人権としての人格権（憲法13条が保障する個人の尊厳、幸福追求権）が、その根本から侵害されていることになるのであって、そのような本件通達は憲法13条に違反し無効である。

第6 元号制の本質は、「天皇による時間の支配」であり、「天皇の存在をつねに国民に意識させるもの」であって、それは「天皇が在位する期間に沿ってものごとを考えるよう日本人に促すもの」である。それは国民主権と基本的人権の尊重を基本原理とする近代国家としての日本国憲法に根本的に反するものであるから、元号法自体が違憲であり無効である。

1 1979年（昭和54年）に制定された元号法の「一世一元」の元号制とはいかなるものであるか。歴史社会学を専門とし、元号の研究者としての著書をもつ鈴木洋仁氏（東京大学大学総合教育研究センター特任助教授）は、2017年9月発行の『「元号」と戦後日本』（青土社）で次のように書いている。江戸期にも、「元号」を実質的には幕府が選んでいたとはいえ、改元の手続きは古代以来の伝統を踏襲していた。近世史家の藤田覚が説くように、「天皇による時間の支配を意味し、天皇による国土と人民の支配・統治を象徴する元号が維持されたことは、現代に至るまで大きな意味を持ち続けた」のである。そして、慶應四年＝一八六八年九月八日の「明治」への改元とともに「一世一元」、すなわち、一人の天皇の在位期間と一致する制度として、「一世一元の詔」によって明文化される。その

後、「一世一元」は、一八八九年（明治二二年）の大日本帝国憲法の発布、および同年の旧・皇室典範の制定によって、法的根拠を与えられた。天皇は崩御するまで在位し続けることとなり、加えて、その在位期間と「元号」は一致することとなり、それゆえに、「元号」は、天皇個人の可死的肉体を起点として測られ、語られることとなつたのである。大日本帝国憲法は、天皇について、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（第一条）、「天皇ハ神聖ニシテ侵スペカラズ」（第三条）、および、「統治權ノ總覽者」（第四条）と定めていた。天皇は、君主であり、主権者であった。（14～15頁）

2 また、アメリカ合衆国の歴史学者で、現在、ポートランド州立大学教授、同日本センター所長で、現代天皇制研究の第一人者として知られるケネス・J・ルオフ氏は、その著書『国民の天皇』（共同通信社発行）で2004年大佛次郎論壇賞を受賞している。元号について、ルオフ氏が同著の中で、次のとおり書いていることは、きわめて注目に値することである。

日本語では西暦（キリスト教暦）の「西」という字は、「西側」もしくは「西洋」を意味するにすぎず、かならずしもこの暦に含まれているキリスト教的性格を意味してはいない。Christian calenderではなくWestern calenderというのが、西暦の訳語にはふさわしく、日本人にとって「西暦」は世界に通用するスタンダードだった。これと対照的に、元号制を使用するとなれば、日本の独自性を強調することになる。元号制をめぐる論議は単純な問い合わせによって言い表せる。すなわち、日本は世界的な慣行を採用するべきか、それとも独自の文化的慣行を維持するべきか。元号の使用は天皇が在位する期間に沿って、ものごとを考えるよう日本人に促すものなのである。（255頁）

五〇年二月、後に最高裁長官となった田中耕太郎が委員長を務める参議院文部委員会は、一ヶ月かけて元号制について審議した。中心テーマは

日本の独立に先立って公式に元号制を廃止するべきかということである。この問題には田中の関心が反映されていた。定められた審議内容には元号制が新憲法の精神にふさわしいかどうか、さらには日本は世界の「文明諸国」共通の年号計算を採用するべきかどうかを決定することまで含まれていた。文部委員会は二六人の学識経験者に証言を求めた。そのうちの一六人が廃止を勧告し、存続に賛成したのは七人だけだった。元号制廃止に賛成した人々は、西暦によって年数を数える方が便利だと強調した。日本は国際社会の協調的な一員となるためには、世界で用いられている価値や慣行を取り入れなければならないというのがその理由である。日本学術会議会長の亀山直人は、次第に国際化され交通が頻繁になっていく世界においては、元号制を捨てて西暦を採用することが望ましいと証言している。「日本だけ特別に隔離された島みたいになるということは精神的にも非常におかしいし、世界の文化国家と一緒に日本が暮して行くのが適当だと思うのであります」。元号制の批判者の中では、憲法学者の宮沢俊義が同じような考え方を代表して、この制度は戦前の天皇制の痕跡であり、こういうものは日本から抹消しなければならない、と主張した。（256～257頁）

3 1979年（昭和54年）に制定された元号法は、一人の天皇の在位期間と元号とを一致させる「一世一元」と言われる元号制を採用している。この元号制は「天皇による時間の支配」を意味するものであり、それは「天皇による国土と人民の支配・統治を象徴」するものとして、明治元年（1868年）から始まり、同22年（1889年）の大日本帝国憲法の発布、および同年の旧・皇室典範の制定へと引き継がれたが、日本敗戦により昭和22年（1947年）日本国憲法の施行に伴って大日本帝国憲法と旧・皇室典範が廃止され、「一世一元」の元号制は消滅したのである。ところが、昭和54年（1979年）に制定された元号法で、明治以来、天皇絶対支配の象徴であった「一世一元」

の元号制が復活するに至ったのである。

4 現行の元号法が採用しているこの「一世一元」の元号制は、原告ら国民一人一人の連続した時間の意識を切断し（訴状・請求原因第1記載）、その切断された時間を一人の天皇の在位期間の時間の中に閉じ込めるものである。そして国民に當時その元号を使わせることによって、無意識のうちに「天皇の存在をつねに国民に意識させる」という意味を持つものである。元号という、一人の天皇の在位の時間に閉じ込められ、天皇ごとの時間の中を生きなければならぬ日本国民の状態は、西暦という連続した世界史の時間から切り離されていることにおいて、江戸幕府がとっていた鎖国政策と同様、「日本だけ特別に隔離された島みたいになる」（日本学術会議会長の亀山直人）ことを意味していると言わなければならない。

以上、元号法および元号を「令和」に改める本件政令（平成31年政令第143号）ならびに本件通達（昭和五四年六月九日付け法務省民二第三三一三号）は、いかなる観点に立っても、国民主権と基本的人権の尊重を基本原理とする近代国家としての日本国憲法に反するものであり、かつそれが原告らが有する人格権を根本的に侵害するものであることは明らかである。

以上が、原告らの「訴状」及び「訴え変更（追加的）申立書」における主張であるから、被告である国は、これに対して誠意をもって認否・反論する義務がある。原告らが提起している元号の違憲問題について、国が何も答えることなく「元号とは、そもそも、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」（準備書面（1）－4頁）から何の問題もないなどと言って済まそうとしていることは、まさに噴飯もの（おかしくてたまらず、口の中の飯を吹き出すこと。－広辞苑－）であって、世界からの嘲笑を買うこと必定である。国が上記で言っている「暦年」とは、辞書を引くまでもなく「こよみを定めた1年。太陽暦で、平年は365日、閏年は366日」（広辞苑）のことである。そうすると、国が言う「暦年の称号」としての「元

号」は、「1年(365日)」の「表示方法」にすぎないことになるから、1年ごとにその「元号」を定めなければならないことになる。

このようなデタラメを言って本件裁判をやり過ごそうとしている国の人々は、原告らのみならず全国民をも愚弄したものと言わなければならない。本裁判の成り行きは全世界の人々が見ているものと心得て、国はもっと真面目かつ真剣に、この歴史的な裁判に臨むことをここに要求する。なおこれは、本件裁判所に対する要求でもあることを付記する。

以上